

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

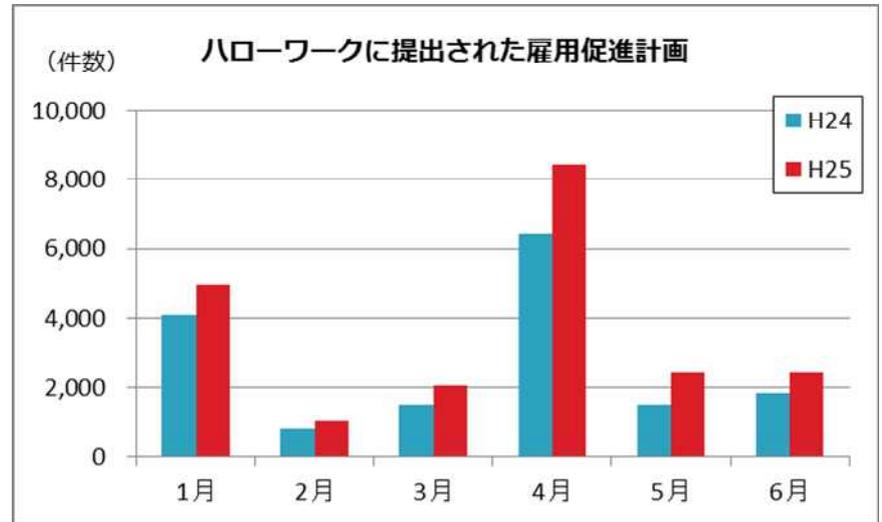
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等 (国税 11)(法人税：義 所得税：外) (地方税 14)(法人住民税：義)
2	要望の内容	<p>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数 5人以上(中小企業は 2人以上)、かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数 1人当たり 40 万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の 10%(中小企業は 20%)が限度。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(以下「雇用促進税制」という。)の措置について、適用期限を 3 年間延長する。また、本税制が一層活用され雇用の促進が図られるよう事業主等の要件緩和と要望について検討し、所要の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 23 年度：創設</p> <p>平成 25 年度：拡充</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 税額控除限度額を増加雇用者数 1 人当たり 20 万円から 40 万円に引き上げる</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める</p>
6	適用又は延長期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間 (個人事業主の場合は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 3 年間)
7	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」(平成 22 年 9 月 10 日閣議決定)を踏まえ、平成 23 年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。今後の日本の成長を担う分野の産業の企業や若年者を雇用する企業を支援し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保することを目的とする。</p> <p>平成 25 年度の税制改正においては、多様な人材の潜在力を引き出すことで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)のひとつとして雇用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。</p> <p>平成 25 年度における雇用促進計画の受付件数は増加傾向にあり、この経済対策の効果が引き続き発揮されるよう本税制を継続的に実施していく</p>

		<p>ことが必要である。また、事業主等の要件緩和要望について検討し、本税制が一層活用され雇用の促進を図ることが必要である。</p> <p>(政策目的の根拠)</p> <p>「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)</p> <p>[抜粋]</p> <p>・基本的な考え方</p> <p>2. 経済対策の基本的視点</p> <p>(第2)「雇用」を機軸とした、経済成長の実現</p> <p>「雇用」を機軸とした経済成長を目指す。雇用が広がれば、所得が増え、消費を刺激し、経済が活性化する。こうした「好循環」を実現するため、予算・税制・企業社会システム全般にわたって、「雇用」の基盤づくりに全力を尽くす。</p> <p>具体的には、経済を成長させて「雇用を創る」。例えば、介護・医療・保育、環境、観光など潜在的な需要が大きい分野において、雇用創出を推進する。円高等による国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇用を守る」。求人ニーズの高い中小企業等とのマッチングを強化し、「雇用をつなぐ」。これらの取組により、国民全てが意欲と能力に応じて働ける社会の実現を目指す。</p> <p>・「3段構え」の対応について</p> <p>ステップ3 平成23年度の対応 - 新成長戦略の本格実施</p> <p>(2) 雇用促進等のためにも企業減税</p> <p>・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、正規雇用化、育児支援、障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。</p> <p>「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)</p> <p>[抜粋]</p> <p>第3章 具体的施策</p> <p>・成長による富の創出</p> <p>5. 人材育成・雇用対策</p> <p>厳しい雇用情勢を踏まえ、失業者の成長分野への人材移動を支援するなどの雇用対策を講じるとともに、若年者の職業訓練の促進等による人材育成策の強化、女性の活躍促進、教育再生の推進に向けた学校の教育研究基盤の整備等に取り組む。</p> <p>・企業による雇用・労働分配(給与等支給)を拡大するための税制措置 < 税制 ></p>
	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>・基本目標 「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」</p> <p>・施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」</p> <p>・施策中目標2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」</p>

		達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>雇用促進税制を活用して、雇用確保を図ろうとする事業主に対する支援を継続するとともに、一層活用され雇用の促進が図られるよう所要の措置を講じ、質の高い雇用を確保する。</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <p>雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数</p> <p>本制度は、各企業の「事業年度」に合わせて雇用促進税制を活用することになっているが、事業年度は企業によって決められているため、本制度では統一的に雇用促進計画を受け付けた「年度」単位で目標値及び達成値を設定している。また、達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者数)により判断することとしている。</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会が増加することが見込まれる。</p>
8	有効性等	適用数等	<p>適用件数(推計値)</p> <p>平成23年度 4,544件 平成24年度 4,467件 平成25年度 6,120件 平成26年度 6,732件 (別紙「減収見込額等の推計」を参照)</p> <p>雇用促進計画受付・達成状況報告(実績値)</p> <p>計画数</p> <p>平成23年度 (受付)30,061件(達成)8,056件 平成24年度 (受付)29,555件(達成)2,438件 平成25年度 (受付)14,396件</p> <p>雇用者増加数</p> <p>平成23年度 (受付)209,614人(達成)82,723人 平成24年度 (受付)200,715人(達成)35,789人 平成25年度 (受付)111,132人</p> <p>平成25年8月末時点の速報値であり、年度合計ではない。 雇用促進の実績については、毎月受付・達成状況報告件数を下記URLにて公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_07_leaf.pdf 平成24年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_03_leaf.pdf 平成25年度雇用促進計画受付件数 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_08_leaf.pdf
		減収額	<p>減収額(推計値)</p> <p>平成23年度 国税7,111百万円 地方税918百万円 平成24年度 国税6,991百万円 地方税902百万円</p>

		<p>平成 25 年度 国税 9,051 百万円 地方税 1,256 百万円 平成 26 年度 国税 10,051 百万円 地方税 1,429 百万円 (別紙「減収見込額等の推計」を参照)</p>
	<p>効果・達成 目標の実 現状況</p>	<p>(政策目的の実現状況) (分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 25 年 8 月 平成 25 年 8 月末時点で報告されたもののみ) 本税制の適用となる雇用者数は、以下のとおり見込まれる。 平成 23 年度 67,706 人 平成 24 年度 66,558 人 平成 25 年度 82,620 人 平成 26 年度 90,882 人 達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者数)により判断することとしている。(別紙「減収見込額等の推計」を参照)</p> <hr/> <p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況) (分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 25 年 8 月 平成 25 年 8 月末時点で報告されたもののみ) 雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数は雇用保険に新たに加 入する者であることから、達成目標である質の高い雇用の確保は一定程度 達成されたものと判断する。 平成 23 年度の目標雇用者増加数が制度創設時の目標年間 17 万人に は達しない見込みであることから、平成 25 年度税制改正の際に拡充要望を 行った。 なお、本制度は、ハローワーク等に 事業年度開始後 2 か月以内に雇用 促進計画を提出し、 事業年度終了後 2 か月以内に雇用促進計画の達成 状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促 進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるかどうか 分かる仕組みとなっている。 そのため、平成 25 年度中に事業年度が開始する雇用促進計画について は、平成 26 年 4 月から雇用促進計画の達成状況の受け付けが開始となる ため、平成 25 年度税制改正時の目標について達成できたかは現時点では 判断できない。</p> <p>(参考)平成 25 年度税制改正においては、以下のとおり拡充を要望。 ア 税額控除限度額を増加雇用者数 1 人当たり 20 万円から 40 万円に引 き上げる。 イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提とな る「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める。 拡充により、アでは年間約 8 万人、イでは年間約 1.6 万人の雇用が増加 すると考えられる。</p> <hr/> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響) (分析 対象期間:平成 23 年 4 月～平成 25 年 8 月 平成 25 年 8 月末時点で報 告されたもののみ) 平成 25 年度の税制改正においては、多様な人材の潜在力を引き出すこ とで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限 発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重 要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」のひとつとして雇 用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。</p>

雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの改善しており、また平成 25 年度における雇用促進計画の受付件数も増加傾向にあることから、この経済対策の効果が引き続き発揮されるよう本税制を継続的に実施していくことが必要である。



(税収減を是認するような効果の有無)
適用期限を延長する等の措置を講ずることにより、雇用促進税制を活用して、雇用確保を図ろうとする事業主に対する支援を継続するとともに、一層活用され雇用の促進が図られるよう所要の措置を講じ、質の高い雇用を確保することができる。

9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	雇用の創出に大きな期待が見込まれる分野の成長産業等の企業、及び若年者雇用を進める企業に対して、雇用負担の軽減が新規採用に効果的である。雇用を増やす企業に対し幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。</p> <p>一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。
10	有識者の見解	-	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月	-

減収見込額等の推計

➤ 租特透明化法等による調査報告書における適用実績

適用件数 : 1,313 件

税額控除額 : (国税) 2,054,866 千円 (地方税) 265,240 千円

- () 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による実績値、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による実績値より。
- () 租特透明化法の調査対象企業は、平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。従って、事業年度が平成 23 年 4 月 1 日開始の企業のみが対象となる。

➤ 適用件数

ハローワークにおいて達成状況報告を受領し、雇用増加数などの要件を満たした件数は、平成 23 年 4 月事業年度開始分では 2,330 件であることから、56.4% (=1,313/2,330) が実際に税制控除を適用された件数と推計。

よって、各年度における適用件数は以下の通り推測される。

平成 23 年度

平成 23 年度達成報告件数 : 8,056 件

8,056 件 × 56.4% = 4,544 件

平成 24 年度

平成 24 年度達成報告件数 (推計) :

平成 24 年度受付件数 29,555 件 × 達成率 26.8% (1) = 7,921 件

7,921 件 × 56.4% = 4,467 件

平成 25 年度

平成 25 年度受付件数 (推計) :

29,555 件 × 1.37 倍 (2) = 40,490 件

平成 25 年度達成状況報告件数 (推計) :

40,490 件 × 達成率 26.8% = 10,851 件

10,851 件 × 56.4% = 6,120 件

平成 26 年度

6,120 件 × 1.1 倍 (3) = 6,732 件

- (1) 平均達成率 (平成 23 年度平均)

8,056 件 ÷ 30,061 件 = 26.8%

- (2) 雇用促進計画の受付件数の年次比較 (4～5 月事業年度開始分。平成 25 年 8 月末時点)

平成 25 年度計画数 ÷ 平成 24 年度計画数 = 10,885 件 ÷ 7,957 件 = 1.37 倍

- (3) 雇用促進計画の受付件数は、平成 25 年度は税制改正直後であることから前年度比で 1.37 倍増加しているが、平成 26 年度には増加幅は縮小し 1.1 倍程度になると仮定する。

➤ 雇用者増加数

適用件数に、適用企業 1 社当たりの平均雇用増加数 14.9 人⁴を乗ずることで、雇用者増加数を推計する。

平成 23 年度

$$4,544 \text{ 件} \times 14.9 \text{ 人} = \underline{67,706 \text{ 人}}$$

平成 24 年度

$$4,467 \text{ 件} \times 14.9 \text{ 人} = \underline{66,558 \text{ 人}}$$

平成 25 年度

$$6,120 \text{ 件} \times 13.5 \text{ 人 (5)} = \underline{82,620 \text{ 人}}$$

平成 26 年度

$$6,732 \text{ 件} \times 13.5 \text{ 人} = \underline{90,882 \text{ 人}}$$

(4) 当課にて、平成 24 年度に雇用促進計画を提出した企業のうち、アンケート実施期間(平成 25 年 6 月 21 日)までに達成状況報告を提出した企業を対象(提出予定も含む。個人事業主は除く)としたアンケート調査を実施。このうちの税制の適用を受けた企業 1 社当たりの平均雇用増加数。

(5) 雇用促進計画 1 件あたりの目標雇用者増加数(4 月～6 月受付分)が、平成 24 年度計画は 8.5 人(83,304 人/9,808 件)、平成 25 年度計画は 7.7 人(103,281 人/13,328 件)であることを考慮し、平均雇用者増加数は 14.9 人 $\times 7.7 \text{ 人} \div 8.5 \text{ 人} = 13.5 \text{ 人}$ とする。

➤ 減収見込額

租特透明化法等による調査報告書における適用実績を元に、1 法人あたりの平均税額控除額を算出し、各年度における見込適用法人数に乗じることで減収見込額を推計する。

国税

平成 23 年度

$$2,054,866 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,544 \text{ 法人} = \underline{7,111,432 \text{ 千円}}$$

平成 24 年度

$$2,054,866 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,467 \text{ 法人} = \underline{6,990,926 \text{ 千円}}$$

平成 25 年度

平成 25 年度の拡充した分の税額控除見込額は、初年度 20 億円(財務省試算)であることから、平成 23 年度及び平成 24 年度の平均減収見込額に 20 億円を加算する。

$$(7,111,432 \text{ 千円} + 6,990,926 \text{ 千円}) \div 2 + 2,000,000 \text{ 千円} = \underline{9,051,179 \text{ 千円}}$$

平成 26 年度

平成 25 年度の拡充した分の税額控除見込額は、平年度 30 億円(財務省試算)であることから、平成 23 年度及び平成 24 年度の平均減収見込額に 30 億円を加算する。

$$(7,111,432 \text{ 千円} + 6,990,926 \text{ 千円}) \div 2 + 3,000,000 \text{ 千円} = \underline{10,051,179 \text{ 千円}}$$

地方税

平成 23 年度

$$265,240 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,544 \text{ 法人} = \underline{917,936 \text{ 千円}}$$

平成 24 年度

$$265,240 \text{ 千円} \div 1,313 \text{ 法人} \times 4,467 \text{ 法人} = \underline{902,382 \text{ 千円}}$$

平成 25 年度

平成 25 年度の拡充した分の税額控除見込額は、初年度 20 億円（財務省試算）であることから、平成 23 年度及び平成 24 年度の平均減収見込額に、法人税減収額に法人住民税率の 17.3% を乗じた額を加算する。

$$\begin{aligned} (917,936 \text{ 千円} + 902,382 \text{ 千円}) \div 2 + 2,000,000 \text{ 千円} \times 17.3\% \\ = \underline{1,256,159 \text{ 千円}} \end{aligned}$$

平成 26 年度

平成 25 年度の拡充した分の税額控除見込額は、平年度 30 億円（財務省試算）であることから、平成 23 年度及び平成 24 年度の平均減収見込額に、法人税減収額に法人住民税率の 17.3% を乗じた額を加算する。

$$\begin{aligned} (917,936 \text{ 千円} + 902,382 \text{ 千円}) \div 2 + 3,000,000 \text{ 千円} \times 17.3\% \\ = \underline{1,429,159 \text{ 千円}} \end{aligned}$$